

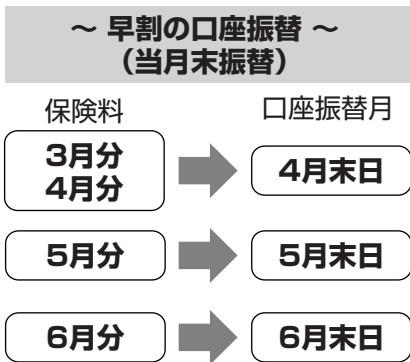
国民年金保険料の納付は「口座振替」による前納がお得です

一年前納（4月～翌年3月分）および6カ月前納（4月～9月分・10月～翌年3月分）は、「口座振替」をご利用いただくと、納付書（現金）で前納するよりも割引額が高く、さらにお得になります。

月々の納付も口座振替の「早割」ならお得です

口座振替による毎月納付の場合、通常の振替日は翌月末ですが、当月末振替の「早割」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

（例：3月中に登録をした場合）



※月末が金融機関の非営業日の場合、振替日は翌営業日となります。
※早割の初回振替は原則2カ月分（前月分・当月分）となります。また、割引は4月（当月）分以降の保険料からとなります。



年金手帳または納付書、預（貯）金通帳、預（貯）金通帳の届出印を持って、金融機関や郵便局または日本年金機構多年金事務所までお申し込みください。（金融機関でのお申し込みは2月末日までお願いいたします。）
なお、口座振替による一年前納および6カ月前納（4月～9月分）は、4月末日の引き落としとなります。
※すでに口座振替で前納をされている方につきましては、

口座振替のお申し込みは…

あらためてお申し込みいただく必要はありません。

国民年金には任意加入制度があります

国民年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めることにより、満額の老齢基礎年金（79万2,100円）が受けられることになっています。しかし、保険料を納められなかったり、公的年金に未加入の期間があると、満額の基礎年金は受けられません。
また、保険料を納めた期間（免除や学生納付特例が認められた期間を含む）が25年以上なければ、年を取ってから年金を受けられない場合もあります。

任意加入制度は、60歳までに受給資格期間を満たさない

方や、受給資格期間は満たしていても、未納や未加入期間があるため減額となる年金を、より満額に近づけたいという方のために、60歳以降も引き続き65歳まで国民年金に加入できる制度です。

なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、特例的に70歳まで延長して任意加入することができます。

ただし、任意加入の方には免除制度は適用されず、必ず保険料を口座引き落としにすることが義務付けられています。くわしいことは、日本年金機構多年金事務所または、役場担当までご相談ください。

ねんきん定期便

昨年4月から、現役の年金加入者の方へ「ねんきん定期便」を送付しておりますが、昨年より、老齢年金受給者で厚生年金の加入期間がある方に対して、「標準報酬のお知らせ」の送付を開始しました。

届いた方は、厚生年金加入時の給料との確認をお願いします。

黒潮町選挙管理委員会からのお知らせ

平成19年の公職選挙法改正により、地方公共団体の長の選挙において候補者の政見などを有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動用ビラを頒布できることになりました。そのためには黒潮町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布できません。証紙の申請につきましては下記による届出が必要です。

選挙運動用ビラの規格 長さ29.7cm、幅21cm(A4判)以内 枚数 候補者1名につき2種類以内5,000枚

※届出書は黒潮町選挙管理委員会に設けています。【お問い合わせ】黒潮町選挙管理委員会 ☎43-2825